

改めて、教育基本法の「見直し」ではなく教育基本法を学校と教育に生かすことを求めます  
教育基本法「見直し」中間報告案について（談話）

二〇〇二年一〇月三一日

日本高等学校教職員組合教文部長 工藤 毅

(一)

中央教育審議会は昨日、文部科学省が諮問した「教育振興基本計画の策定と教育基本法の在り方について」に対する中間報告案をまとめました。そして、十一月十四日には中間報告を文部科学省に提出するとしています。

日高教はこの間、戦争体制国家づくりと財界奉仕の「人材」育成に奉仕する教育基本法「見直し」に対して厳しく批判してきました。今回の中間報告案がされた中で、私たちは改めて「見直し」ではなく教育行政の「見直し」を急ぎ、憲法・教育基本法に基づく教育行政の推進を要求するものです。

(二)

今回の中間報告案は、中教審の審議についての各界からの批判に対する辻褄合わせがあり、当初の素案からも巧妙で欺瞞的なものになっていますが、その本質は変わっていません。その特徴は、第一に、「見直し」の根拠を明らかにできなかったことです。「見直し」の根拠とされる「教育の現状と課題」では、憲法・教育基本法に基づく教育と学校、教育行政についての検討が歴史的にも、現状分析としても皆無であり、論理的にも「見直し」の方向は出し得ないものになっています。また、中教審にも出された子ども・青年の現実から意見表明した多くの国民・マスコミの声を無視し、あれこれの「見直し」の根拠を上げていますが、それはすべて「見直し」の根拠たり得ないものです。

第二に、教育基本法の「見直し」を通じて憲法の平和主義・国民主権・基本的人権の尊重などの諸原則を「棚上げ」する内容を提言していることです。例えば、教基法第一条の「平和的な国家・社会の形成者」から「平和的」を抜き取る。また主権者としての国民の育成にコメントする振りをして「新しい公共」という概念を使い、国家政策の積極的推進者を育成する役割を教育に担わせようとしていることなどです。

第三に、「柔軟な教育の仕組みの導入」の名で差別的な教育の合法化を図ろうとしていることです。中間報告案は、この間のエリート教育主軸の議論に対する厳しい批判の前に、「確かな学力の育成」として「基礎・基本」についても一定ふれています。「柔軟な教育の仕組みの導入」としてすべての子ども・青年に「能力に応じて、等しく教育を受ける権利」（憲法第二十六条第一項）の規制緩和を図っています。これは、国民を競争させ、公教育に格差をつけながら公教育の縮小と市場化に道をひらくものです。

第四に、教育振興基本計画を「基本法」に挿入し、政府の教育政策を推進しようとしていることです。これは、教基法第一〇条（教育行政）で否定している政治の正面からの教育介入を意味しています。教育振興基本計画では、改めて教基法「見直し」で掲げた特定の教育目標を掲げ、その教育政策推進のための教育理念・内容に全面的に関与できるシステムを盛り込んだものになっています。これは、父母・国民の教育権から国家教育権への野蛮な橋渡しとなるものです。

(三)

今、高校教育に求められていることは、以上見たような内容ではなく、憲法・教育基本法が実際に生きてはたらくことです。学力や進路保障の問題などに応え、すべての子ども・青年に基礎的な学力を育て、進路選択の力を育て、そして主権者としての力を育てることが求められています。

日高教は、多くの父母・国民とともに合意と共同を広げ、教育基本法の「見直し」に反対し、憲法・教育基本法が生きる教育と学校の実現をめざす世論と運動を広げるために奮闘するものです。